

令和 7 年度 西之表市雇用充足促進事業業務委託仕様書

西之表市

1 委託名及び場所

- (1) 委託名 令和 7 年度 西之表市雇用充足促進事業業務委託
- (2) 委託場所 西之表市内及び国内

2 実施目的

本市の人口減少による人材不足や高齢化による担い手不足の対応と地方への移住等の意識が高まっている機会を捉え、地域外の求職者のニーズを把握しながら、労働力を求めている市内事業者とマッチングするため人材を確保し、島暮らしに関心の高い現役世代にむけて島暮らしの魅力を発信すると共に、種子島での具体的な仕事と余暇を体験する場を創出するマッチングツアーを実施し、ツアー後も、効果的な情報発信等を継続することで、本市における雇用の確保と移住・定住に寄与することを目的とする。

3 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を順守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本業務に関する最新の情報の収集と、本業務への反映に努めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

4 業務内容

企画提案表の提案内容及び協議により、業務は確定する。

(1) マッチングツアーの造成・実施・運営

国内に在住する現役世代の移住希望者を対象として、西之表市の豊かな自然や子育て環境等を知り、移住・定住後の生活等をイメージするとともに、本市で雇用を求めている事業者等とのマッチングを図ることで雇用対策へつなげるためのマッチングツアーの造成・実施・運営に係る一切の業務を行う。

① マッチングツアーの造成

ア 開催日程

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までに開催すること。
ること。

イ 開催規模

島暮らしに関心の高い現役世代を対象として、参加定員は 15 名以内とする。また、同行するスタッフは最大 3 名とする。

なお、最小催行人数は 10 名を下回ることがないように募集すること。

ウ 内容

西之表市での就業と島暮らしを体験でき、地域住民等との交流も含めた移住後の

姿をイメージできるようなツアーとすること。

エ 市内事業者等との調整

ツアー造成にあたり、就業体験や交流体験のための本市事業者等の調整等について、事務局と連携しながら、実施すること。

オ 参加費

交通費、食費、宿泊費等に係る経費の一部を参加者より参加費として徴収すること。その他の経費について徴収する場合は、本市と協議すること。

② マッチングツアー運営に必要な一切の業務の遂行

参加者の募集、申込の受付、旅行契約の締結、参加費の徴収、謝礼等の支払い、添乗員の手配と調整、参加者アンケート調査等に係る一式の業務を行うこと。

(2) マッチングツアーの広報・告知

島暮らしに関心の高い現役世代に参加いただくため、効果的な開催告知及び募集を行うこと。なお、告知と募集については、紙媒体やWEBを有効的に活用することのほか、参加希望者に対する事前説明会等を実施する等、独自のノウハウや手法を活用した効果的な方法を用いて、確実な集客に努めること。

(3) マッチングツアー後のフォローアップ

マッチングツアー終了後には、本市及びツアーへの参加者の意見を把握し、結果を分析の上、報告すること。また、参加者への継続的な本市の情報発信やニーズ調査を行い、本市に報告を行うこと。ツアー後も、効果的な情報発信等を継続するため、参加者への連絡先情報等使用の旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。併せて市内事業者へ就業希望する者の対応等もフォローし、実態を把握すること。

5 マッチングツアーについての留意事項

(1) ツアーの中止

申込者が最小催行人員に達しないなどの理由で、ツアーを中止した場合は、中止に伴って発生した経費は受託者の負担とする。その場合は、委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施するものとし、それに伴う経費の増額は受託者の負担とする。

(2) 安全管理

- ① 訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策、感染症対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ② 体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。
- ③ 受託者は、参加者を以下の補償以上の旅行保険に加入し、後日契約書を提出すること。
 - ア 死亡・後遺障害：750 万円以上
 - イ 入院保障日額：5,000 円以上
 - ウ 通院保証日額：1,500 円以上
- ④ 飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギーの事前調査を行い、対応を行うこと。
- ⑤ 管理責任者以外で、通常連絡及びツアー実施時、また緊急連絡時に連絡がつく副担当を1名以上つけること。
- ⑥ 感染症感染防止策を講じること。感染症感染拡大の影響が顕著な場合、ツアー実施につ

いて事務局と協議の上、実施判断を行うこと。

(3) その他

- ① 屋外活動を取り入れる場合は、雨天・荒天時に備えて代替プログラムを用意すること。

7 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ① 業務着手届及び技術者等届
- ② 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ① 業務完了届
- ② 成果品 提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

ア 報告書 紙媒体 3部

イ PDF データ 1 式（報告書等）

※撮影した写真等は、WEB サイト及びその他広報資料等において使用する旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

※ツアー後も、効果的な情報発信等を継続するため、参加者への連絡先情報等使用の旨を参加者に伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

6 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

7 業務履行の確認及び支払い条件

支払の請求に当たっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後委託料を請求すること。委託者は請求日から 30 日以内に支払うものとする。感染症等により、業務の一部または全部が実施できなかった場合は、実施した業務に係る関係書類等を提出し、実施に係る経費を積算の上、検査担当職員の検査を受けた後、実施に係った委託料を請求すること。また、支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後委託料を請求すること。委託者は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

8 その他

(1) 業務の実施にあたっては、本市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本市仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議により、業務を進めるものとする。